

# 日高市建設工事等最低制限価格実施要領

令和5年3月20日 市長決裁

日高市建設工事等最低制限価格実施要領（平成29年3月23日市長決裁）の全部を改正する。

## 1 対象となる入札

対象となる入札は、次のとおりとする。ただし、総合評価方式による入札及び低入札価格調査制度の対象となる入札を除く。

- (1) 設計額130万円以上の建設工事
- (2) 設計額50万円以上の設計、調査及び測量業務

## 2 建設工事における最低制限価格の設定

設計額130万円以上の建設工事における最低制限価格は、次により定めるものとする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった次のアからエまでに掲げる額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 前号の規定による算出に当たっては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨てた端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。ただし、前号本文の規定による合計額が予定価格の税抜きで計算した額に10分の7.5を乗じて得た額以下となる場合は、1,000円未満の端数を切り上げた端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、市長が特別なものと認めた場合は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額とする。

## 3 設計、調査及び測量業務における最低制限価格の設定

設計額50万円以上の設計、調査及び測量業務における最低制限価格は、次により定めるものとする。

- (1) 別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表

に掲げる①から④までの合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

- (2) 前号の規定による算出に当たっては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨てた端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。ただし、前号本文の規定による合計額が予定価格の税抜きで計算した額に3分の2を乗じて得た額以下となる場合は、1,000円未満の端数を切り上げた端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、市長が特別なものと認めた場合は、予定価格に3分の2から10分の9までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額とする。

#### 附 則

- 1 この決裁は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに公告又は指名通知をしたものについては、なお従前の例による。

別表（第3項関係）

業種区分	①	②	③	④
1 測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
2 建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
3 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
4 地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
5 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※ 「3 土木関係の建設コンサルタント業務」及び「5 補償関係コンサルタント業務」の③及び④の欄については、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注1 上記①から④は、1円未満を切り捨てた額とする。

注2 複数の業務を一括して発注する場合の第3項第1号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

注3 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても「4 地質調査業務」の③の欄によって算出する。